

1. 自然的環境
保全配慮書

自然的環境保全配慮書（以下「保全配慮書」という。）は、事業者が事業予定区域内の自然的環境^{*}を把握し、その保全・回復・創出に関する考え方を示し、具体的な事業計画の立案に反映させることにより、自然環境に囲まれた「緑豊かなまちづくり」を目指すことを目的とするものです。

事業者は、対象事業区域内において一定規模以上の自然的環境が確認された場合、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（以下「緑の条例」という。） 第30条の2」により、自然的環境の保全への配慮に関する事項を記載した書面を市長に提出することとされています。

^{*} 自然的環境とは、緑の条例第2条に規定する「緑」の定義を基本とし、景観形成や生態系の保全に向けた考え方等を含むものとする。（緑の条例第2条：樹木等の植物、樹林地、水辺地、農地等の自然的環境を兼ね備えた土地等。）

【樹林地】

- 平均高さ5m以上の樹木が10㎡に1本以上の割合でまとまって存する300㎡以上の土地をいう。なお、防風林、屋敷林等、敷地内植樹地についても樹林地として取り扱う。

【農地】

- 水田、畑、苗圃など、農地として活用されている土地をいう。（舗装されていない休耕地を含む）

【特筆すべき自然的環境】

- 多様な動植物の生息・生育環境となる谷戸または水辺地（湧水・池・湿地）等

【保存すべき樹木】

- 緑の条例第17条に規定する「保存樹木」、「まちの樹」又は、これに準ずる樹木（樹高10m以上、かつ目周1m以上の樹木）。
* 樹林地の一部である樹木は、「樹林地」として、取り扱う。

2. 対象となる事業

・ 保全配慮書の提出が必要な対象事業を下表に示します。

対象事業	自然的環境の種別
500㎡以上の建築行為及び開発行為	対象事業区域内に300㎡以上の一団の樹林地がある場合
	対象事業区域内に1,000㎡以上の一団の農地がある場合
	対象事業区域内にその他、優れた自然的環境を有する土地がある場合（特筆すべき自然的環境、保存すべき樹木）

保全配慮書は、「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（以下「総合調整条例」という。）」の規定が適用される事業の場合、「事業概要書」の添付図書として使用します。

また、都市計画法第29条の許可を要する開発行為で一定の規模を満たす事業の場合は、区域内の樹木又は樹木の集団の保存、表土の保全措置の考え方を示すものとしても活用します。

1) 自然的環境保全配慮の意義

市域に存在している樹林地や農地、谷戸や水辺地を含めた様々な自然的環境は、川崎市を特徴づける景観を形成しているとともに、多くの動植物の生息・生育空間となっています。このような自然的環境を保全することにより、動植物の分布が拡大し生物多様性が保全されるほか、雨水が地下に浸透することで健全な水循環が保たれる等の効果が得られます。

また、豊かな緑を保全・創出することで、地球温暖化対策等にも寄与し、地域に潤いとやすらぎのある景観をつくと共に、身近な自然にふれる機会をもたらします。

開発事業等の計画に当たり、これらの自然的環境を保全する効用を御理解いただき、配慮をお願いします。

2) 自然的環境保全配慮の基本的な考え方

事業計画の立案に当たり、まず対象事業区域内の自然的環境の規模、内容、周辺との緑の連続性等を調査します。なお、面積1,000㎡以上のまとまりのある市内の緑地については、植生等各種データを整理・評価した「緑地保全カルテ*1」を、緑政部担当窓口で閲覧することができます。

調査した自然的環境については、事業における影響を最小限にし、緑の連続性を確保することを重視しながら、保全に努めます。

次に樹木等を現況のまま保全することが困難な場合は、一旦仮置きし、工事完了後に生育環境を整え、回復することを検討します。

なお、やむを得ず保全や回復ができない場合は、代替となる植栽や生き物の生息空間の設置等により、緑の連続性に配慮した建物配置や緑化を検討します。



*1 緑地保全カルテ
植生・地形等の自然的条件、歴史・景観等の社会的条件等をもとに、緑地をA、B、Cの3段階に評価し(緑地総合評価)、基礎情報としてカルテに取りまとめています。

3. 自然的環境保全配慮事項

・自然的環境に関する配慮事項を下表に示します。

配慮事項	
(1)	樹林地の保全、回復又は創出への配慮
(2)	樹木の保存等への配慮
(3)	動植物の生息・生育環境についての配慮
(4)	表土の保全への配慮
(5)	雨水等の浸透(水循環)についての配慮
(6)	多様な自然的環境の保全又は回復への配慮
(7)	循環利用(リサイクル)の取組
(8)	緑化の推進
(9)	地球温暖化対策への配慮
(10)	景観の保全への配慮

・対象事業の種類、規模及び自然的環境の種別により、以下の項目について配慮します。

■対象事業区域内に3000㎡以上の一団の樹林地がある場合

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目 (No.)
戸建住宅	3,000㎡未満	(1)(3)(5)(7)(8)
	3,000㎡以上	(1)(3)～(5)(7)～(10)
共同住宅・事業所・公共 公益施設	3,000㎡未満	(1)(3)(5)(7)～(10)
	3,000㎡以上	(1)(3)～(5)(7)～(10)

■対象事業区域内に1,000㎡以上の一団の農地がある場合(舗装されていない休耕地含む)

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目 (No.)
戸建住宅	3,000㎡未満	(3)(5)(8)
	3,000㎡以上	(3)～(5)(8)～(10)
共同住宅・事業所・公共 公益施設	3,000㎡未満	(3)(5)(8)～(10)
	3,000㎡以上	(3)～(5)(8)～(10)

■対象事業区域内に特筆すべき自然的環境がある場合

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目 (No.)
戸建住宅	3,000㎡未満	(3)(5)(6)(8)
	3,000㎡以上	(3)～(6)(8)～(10)
共同住宅・事業所・公共 公益施設	3,000㎡未満	(3)(5)(6)(8)～(10)
	3,000㎡以上	(3)～(6)(8)～(10)

■対象事業区域内に保存すべき樹木がある場合

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目 (No.)
戸建住宅	3,000㎡未満	(2)(3)(5)(7)(8)
	3,000㎡以上	(2)～(5)(7)～(10)
共同住宅・事業所・公共 公益施設	3,000㎡未満	(2)(3)(5)(7)～(10)
	3,000㎡以上	(2)～(5)(7)～(10)

※対象事業区域に複数の自然的環境がある場合は、それぞれの種別に該当する項目全てに配慮します。

4. 自然的環境保全
配慮事項の考え方

(1) 樹林地の保全、回復又は創出への配慮

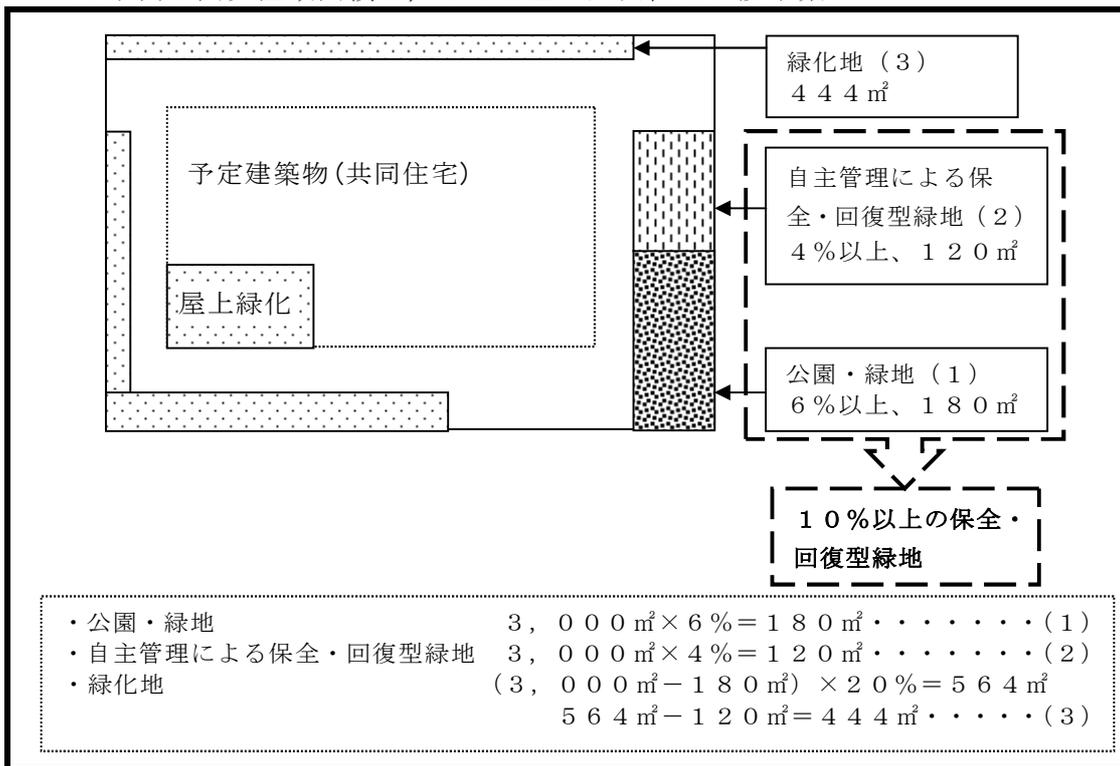
市域に存在する樹林地は、身近に自然を感じられる貴重な資源となっています。なかでも、多摩川崖線に斜面の樹林地が帯状に連なる景観や、多摩丘陵に存在する谷戸地形、里山の風景は川崎市を特徴づけるものとなっており、次世代に継承するため可能な限り保全に配慮します。特に丘陵部においては、斜面地の尾根部分の樹林地の保全に配慮し、緑の連続性を確保することを目指します。

また、造成に当たっては、斜面の安全性を勘案した上で、土地の形質の変更を必要最小限とし、かつ地形に順応させることを目指します。

特に、3,000㎡以上の共同住宅の建設を目的とする開発事業については、次に示す事例のように、開発区域面積の10%以上を保全・回復型の緑地として確保することを目指します。

その内訳として、都市計画法に基づき設置される開発区域面積の6%以上の公園・緑地に、隣接して、開発区域面積の4%以上の自主管理による保全・回復型緑地を配置し、緑のボリュームの確保を行うものとします。

※事例：開発区域面積3,000㎡の共同住宅建設事業



① 保全の考え方

可能な限り土地の形質変更を抑え、地形に順応した造成計画を行い、公園・緑地などを適切に配置し、既存樹林地の保全に配慮するよう努めます。

保全される樹林地は、将来的に人為的な管理*1がほどこされ、景観形成に寄与し、更には、斜面地の場合は、安定性がある形状で保全がなされることを前提とします。

*1人為的な管理
p. 49「樹林地の
管理について」参照



病院敷地内に残された樹林地の事例
(麻生区)



老人福祉施設敷地内に残された樹林地の事例
(麻生区)

② 回復の考え方

やむを得ず造成等、土地の形質を変更する場合には、開発前の植生等を勘察しながら、新たに設置される公園や自主管理による保全・回復型緑地に樹林地の回復がされるよう努めます。伐採後に残された切株についても、萌芽更新*¹が期待できるものはなるべく残します。

また、地形等を勘察した上で、可能な限り大景木の植栽などにより、緑の存在と効用を確保することを検討します。樹種については、現地の植生状況及び生育状況が良好な樹種等を検討します。

○ やむを得ず樹林地を保全することが困難な場合としては次のことが挙げられます。

- ア 事業区域の全域にわたり、保全すべき樹林地が存する場合
- イ 事業区域内の公共・公益施設、切土又は盛土、地盤の改良若しくは、擁壁の設置等計画上、当該樹林地を保全することが困難な場合
- ウ 保全後、人為的な保全管理が不可能な場合（居住者、地域住民等による保全管理）
- エ 樹林地において、急傾斜崩壊対策工事等斜面の安定化工事を施工する場合

③ 創出の考え方

保全・回復が困難な場合には、敷地内に新たな緑化地の創出を行います。その際、周辺環境と調和が図られ、緑の連続性が保たれるように配慮し、大景木の植栽、屋上緑化など効果的な緑化が図られるよう努めます。

なお、樹種については、現地及び周辺地域において生育状況が良好な樹種等を検討するとともに、現地の生態系に影響を与える外来種の植栽は控えるようにします。

*¹萌芽更新

伐採後に残された切株から伸びた芽を育て、樹林地を更新する方法。

面積 300 m²以上の優れた内容の樹林地については、保存樹林の指定を受けることができます。

参考：回復・創出を図る際の樹木等

- ・高木は、コナラ、クヌギ、ケヤキ、イヌシデ、エゴノキ、コブシ、リョウブ、ヤマザクラ、シラカシ、スダジイ、アカマツ等
- ・中低木は、ヤマツツジ、ヤブツバキ、アセビ、ムラサキシキブ、ガマズミ等

■樹林地の管理について

市内に残されている樹林地の多くは、里山として、かつて炭や薪、肥料等を生産するためにクヌギ・コナラ等の雑木が植えられ、定期的に伐採等の手入れがなされてきました。

手入れを行うことで、里山には樹齢の違う若い雑木が混在し、明るい林床には様々な草花が生育し、結果として動植物の多様性が維持され、豊かな生態系が育まれてきました。

しかし、現在かつての雑木林は里山として利用されることがほとんど無くなり、モウソウチクやアズマネザサが繁茂し、かつての様相を呈している場所は稀となっています。またタケ類の繁茂により暗い樹林地となり、生息・生育できる動植物が減り、樹木の成長が妨げられることで、二酸化炭素吸収量や、雨水の涵養機能の効果も減少傾向にあります。

しばらく手入れがなされていない樹林地であっても、適切な管理を行うことにより、かつての良好な里山の姿に回復することができます。ここでは、里山の代表的な管理作業と楽しみ方を紹介します。

(1) 間伐

- ・樹木が枯れている等、不健全であったり、過密化している場合は伐採します。
- ・クヌギ・コナラ等、萌芽しやすい樹種は、胸高直径20cm（樹齢15～20年）程度で、萌芽更新のために伐採します。
- ・林床が明るくなり、樹木を更新することができます。

(2) 下草刈り

- ・林床のタケ類・ササ類や常緑低木の刈取りを行い、繁茂を防ぎます。作業の際は、希少な植物があればなるべく保全し、ヤブに生息する鳥類等があれば一部刈り残す等、動植物の生息・生育環境に配慮します。
- ・林床が明るくなることで、従来山野草が見られる等、生態系の回復が見られます。



管理が行き届いた雑木林（麻生区岡上）

(3) 枝払い

- ・樹木の枝張りを切ることで、林床を明るくし、植生の単調化を防ぎます。
- ・風や積雪による倒木を防ぎます。

(4) 竹林の管理（竹林としての管理を行う場合）

- ・立ち枯れや黄色くなった古いタケを積極的に間伐します。
- ・間伐した跡地には、春にタケノコが出てきて、タケを更新することができます。
- ・タケの伐採の密度は、竹林内を傘をさして歩けるくらいが目安といわれています。

(5) 里山の楽しみ方

- ・樹林地に散策できる道をつくると、自然に親しむことができ、また居住者や地域のコミュニケーションの場とすることができます。
- ・道を明確化することで、林床の裸地化を防止することができます。また、管理作業を円滑に行うことができます。
- ・樹木等の解説板の設置等により環境学習の場として利用することで、自然への親しみを持つことができます。
- ・間伐したタケは、玩具や柵等として細工し利用することができます。
- ・間伐したクヌギやコナラは、シイタケのホダ木として利用できます。
- ・樹液が出ているクヌギやコナラは、カブトムシが好みます。

(2) 樹木の保存等への配慮

① 保存の考え方

可能な限り保存すべき樹木がある場所に、公園、自主管理の保全・回復型緑地を配置し、樹木を保存するとともに、樹木の生育に必要な空間を確保するよう努めます。また、保存する樹木の垂直投影面下の切土盛土は避け、周辺環境が大きく変化する場合は、生育に必要な養生等を行います。



共同住宅敷地内に保存された樹木の事例
(高津区)



公園・緑地内に保存された樹木の事例
(高津区 久本山ターザンの木緑地)

② 回復の考え方

現況のまま保存できない場合は、可能な限り事業予定区域内の公園又は自主管理による保全・回復型緑地に移植し、回復が図られるよう努めます。移植に当たっては、事前に根回し等の措置を講じるとともに、移植後は、根元の透水性を確保する等、生育に必要な養生等を行います。

○ やむを得ず樹木を保存することが困難な場合としては、次のことが挙げられます。

- ア 事業区域の全域にわたり、保存対象の樹木が存する場合
- イ 公園、緑地等の計画内容等の関係から保存対象の樹木が保存できない場合
- ウ 事業区域内の公共・公益施設、切土又は盛土、地盤の改良若しくは、擁壁の設置等の計画上、当該樹木を保存することが困難な場合

③ 創出の考え方

やむを得ず伐採する場合は、それに代わるものとして、大景木の植栽に努めます。また、樹種については可能な限り現地及び周辺地域において生育状況が良好なものや事業施工後の環境に適した樹種を選択し、緑の創出に努めます。なお、現地の生態系に影響を与える外来種の植栽は控えるようにします。

④ 管理について

樹木を保存することは、地域のシンボルを継承することとなり、景観の向上に大いに寄与します。将来にわたり受け継がれる樹木となるよう適正な管理に努めます。

樹高10m以上、かつ目通周1m以上の樹形が優れている樹木は、保存樹木の指定を受けることができます。

(3) 動植物の生息・生育環境についての配慮

① 保全の考え方

樹林地をはじめとする自然的環境は、動植物の生息・生育環境となっています。そのため、事業計画の立案に当たっては、動植物の生息・生育環境になるべく配慮します。特に、希少な動植物が確認された場合は、可能な限り公園・緑地や自主管理による保全・回復型緑地を配置し、生息・生育環境をできるだけ広い面積で維持していくことに努めます。

② 回復の考え方

やむを得ず動植物の生息・生育環境を改変する場合は、事業区域内の公園・緑地や自主管理による保全・回復型緑地に、代替となる環境や動物の通り道を新たに確保したり、動植物に影響が少ない適切な時期に工事を行うこと等に努めます。

③ 創出の考え方

緑化地を創出することは、動植物の生息・生育環境の拡大に寄与します。創出に当たっては、なるべく現地及び周辺地域において生育状況が良好なものを含む樹種を選定します。また、食餌木の植栽や水辺地の設置を行ったり、連続性がある緑地を確保したりすることで、動植物の生息・生育環境の拡大に努めます。

※ 希少な動植物の参考図書として、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館）等があります。

(4) 表土の保全への配慮

① 保全の考え方

表土とは、植物の生育に不可欠な有機物質を含む表層土壌のことをいい、公園・緑地や緑化地等植栽を行う場所においては、表土の保全に努めます。

② 回復の考え方

事業施工において、表土を現状のまま保全することができない場合については、可能な限り工事中に表土を保存し、植栽地の土壌など必要な部分に厚さ20～40cm程度で復元します。

③ 創出の考え方

施工上の問題から、やむを得なく表土の復元ができない場合については、事業区域外の土地の表土を採掘し、その表土を活用します。また、植栽を行う場所の土壌が、植物の生育等に際し、好ましくない場合、土壌改良剤と肥料を与え耕起し植物の生育に適した土壌にします。

* 盛土のみの開発行為の場合は、客土や土壌改良等による措置、切土のみの場合は、土壌改良等の措置も考えられます。

* 土壌の改良に関する技術的な考え方

植物の生育に適した土壌とは、以下を目安とし、条件を満たさない場合は、客土、土壌改良等を行い、適切な土壌とします。

a 土壌硬度

山中式土壌硬度計による抵抗値 8～20 が適しています。

b 土壌酸度

pH 4.5～6.5 が適しています。

c 土性

- ・砂土 : ほとんど砂ばかりと感ぜられるもの
 - ・砂壤土 : 肉眼及び指間で認められる砂が 3 分の 1 から 3 分の 2 を占めるもの
 - ・壤土 : ほぼ 3 分の 1 以下の砂を含むもの
 - ・埴壤土 : 粘りのある粘土に砂を感じるもの
 - ・埴土 : 粘りのある粘土が大部分のもの
- この内、壤土、埴壤土が適しています。

(5) 雨水等の浸透（水循環）についての配慮

雨水等の浸透については、「川崎市水環境保全計画（2012年10月策定）」に基づき、浸透機能の回復の取組として、樹林地の保全等に努めます。

① 保全の考え方

樹林地の保全等により、雨水等の浸透（水循環）を保持します。

② 回復の考え方

緑化地の創出により、地下水のかん養能力を回復させるとともに、次に掲げる雨水浸透施設の設置を検討します。

- ア 透水性舗装
- イ 駐車場等を活用した雨水浸透施設
- ウ 雨水浸透ます

* 雨水浸透施設の設置に当たっては、事前に河川管理者との協議が必要となる場合があります。

* 開発許可や宅地造成に関する工事の許可等を要する行為については別途規制がありますので、開発許可担当部署との協議が必要となります。

* 宅地内雨水浸透ます設置については、補助金交付制度があり環境局環境対策部環境対策課が窓口となります。

(6) 多様な自然的環境の保全又は回復への配慮

① 保全の考え方

多様な動植物の生息・生育環境となる谷戸や水辺地は、対象とする事業区域のみならず、その下流に広がる流域の生物多様性及び健全な水循環に寄与します。そのため、可能な限り公園・緑地や自主管理による保全型緑地を配置し、その保全に努めます。



水辺地（湿地）

② 回復の考え方

多様な動植物の生息・生育環境となる谷戸や水辺地の形質変更を行う場合には、公園緑地や自主管理による保全・回復型緑地に、できる限り従前と類似した環境を整え、多様な生き物の生息・生育空間づくりに努めます。

湧水や水路をやむを得ず造成する場合には、防災面等に配慮しながら、暗渠管の埋設等により、その保全に努めます。

(7) 循環利用（リサイクル）の取組

やむを得ず伐採した樹木や不用になった幹枝は、木質バイオマスとしてリサイクルを図ることに努めます。

*¹カントリーヘッジ
剪定した枝や伐採した幹などの自然素材で作った柵のこと。クワガタムシやカミキリムシの仲間などの生息地となる。

*²緑地協定
土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

*³緑化施設整備計画認定制度
一定条件を満たす建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を作成し、市町村長の認定を受ける制度。

- ア 伐採樹木等のチップ化による緑化地のカバー材
- イ 土壌改良剤
- ウ 散策路の木製階段やベンチ等、簡易施設の材料として活用
- エ カントリーヘッジ*¹を設置し、生き物のすみかや垣根として活用
- オ 伐採樹木等を循環利用している事業所に持ち込み、バイオマス発電やチップとして寄与



カントリーヘッジ

(8) 緑化の推進

屋上緑化、壁面緑化などの特殊空間の緑化を創出し、緑の景観形成と周辺の緑とのネットワーク形成を図ります。また、大規模な戸建住宅事業については、都市緑地法による緑地協定*²や緑化施設整備計画認定制度*³等の活用を検討します。

(9) 地球温暖化対策への配慮

本市においては、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画－CCかわさき推進プラン（2010年10月策定）」のなかで、2020年度までに1990年度における市域の温室効果ガス排出量の25%以上に相当する量の削減を目指しています。

その中の基本施策の1つとして、緑の保全及び緑化の推進を掲げております。事業の施工に当たっては、公園・緑地、自主管理による保全・回復型緑地における緑の保全及び、緑化地における高木の植栽に努めることで、温室効果ガス排出量の削減を目指すとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも貢献するよう努めます。

- ア 二酸化炭素吸収量の向上に寄与する高木の植栽を行う。
- イ 地盤面においてなるべく広く緑地面積を確保する。
- ウ 夏期における日陰を形成する中高木を植栽する。
- エ 水辺地の確保や屋上・壁面の緑化を行う。

(10) 景観の保全への配慮

① 保全の考え方

市域に存在する樹林地や、地域のシンボルとなっている樹木については、その景観の保全に配慮するよう努めます。特に、保全配慮地区*1内においては、多摩丘陵の斜面地の緑と地形の連続性を生かした景観の形成を目指すため、可能な限り尾根部分の保全を図ることが望ましく、建物の最上部（機械室含む）が、稜線を超えないような建築計画とする等、景観の保全に最大限、配慮するよう努めます。

また、神社、仏閣等の歴史的文化財や都市公園等と連続している自然的環境については、その連続性に配慮するよう努めます。

② 回復の考え方

土地の形質変更により、やむを得ず尾根部の緑地が失われる場合には、大景木の植栽により、尾根等の連続性の回復に努めます。

③ 創出の考え方

早期の緑化を目的に、可能な限り大景木の導入を図ります。また、屋上緑化、テラス等の緑化により、緑の連続性に配慮するよう努めます。併せて、周囲の緑との調和に配慮した緑化を行うとともに、接道部や敷地外周部に積極的に植栽を行い、緑の連続性の確保に努めます。

*1保全配慮地区
特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区。多摩川崖線や多摩丘陵を含む市域の北西部地区のこと。

・ 緑地基準

下表の緑地基準を目標に、自然的環境の保全配慮に努めます。(下表は公園・緑地と敷地内における保全配慮の保全・回復・創出方針を示したものであって、公園・緑地の設置基準を示すものではありません。)

行為種別	規模	保全・回復・創出方針		配慮事項
共同住宅	3,000㎡以上	公園・緑地※	開発区域面積の6%以上を、土地の形質の変更を極力抑え、自然的環境をできるだけ保全した公園・緑地として確保する。	開発区域面積の10%以上の保全・回復型緑地
		敷地内	建築敷地面積の20%以上を、自然的環境の保全に配慮した保全・回復型緑地及び周辺の緑化状況を反映させた緑化地として確保する。その内、 <u>開発区域面積の4%以上</u> の保全・回復型緑地を公園・緑地に隣接して確保する。	
	3,000㎡未満	敷地内	建築敷地面積の20%以上を、自然的環境の保全に配慮した保全・回復型緑地及び周辺の緑化状況を反映させた緑化地として確保する。	
戸建住宅	3,000㎡以上	公園・緑地※	開発区域面積の6%以上を、土地の形質の変更を極力抑え、自然的環境をできるだけ保全した公園・緑地として確保する。この他、緑地協定などの活用により、緑の創出を図る。	
	3,000㎡未満	敷地内	緑地協定などの活用により、緑の創出等を図る。	
事業所・公共公益施設	1,000㎡以上	敷地内	建築敷地面積の10%以上を、自然的環境の保全に配慮した保全・回復型緑地及び周辺の緑化状況を反映させた緑化地として確保する。	

※公園・緑地の設計で配慮すべき内容

保全配慮地区内のA、Bランクの緑地を対象とする開発事業等については、公園面積の50%以上を植栽地として確保し、将来的に公園面積の80%以上の緑被率が確保されるよう配慮する。

○開発区域面積3,000㎡の共同住宅建設事業

